

報告第1号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年2月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、平成27年1月7日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

## 専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 相手方 滋賀県長浜市

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所の番地と氏名は掲載していません。

2 事件名 公用車対物事故

3 事件の概要

平成26年11月13日午後4時頃、市道市場池下線の交差点において、職員が公用車を直進させていたところ、相手方が運転する自動車が一時停止の線を越えて交差点に進入してきたため相手方車両の後方左側に接触し、破損させた。

4 損害賠償の額その他和解条項

(1) 損害賠償の額

金21,529円とする。

平成27年1月7日

米原市長 平尾道雄